

平成 30 年 12 月

各 位

富山県鳶土工業協同組合
TEL 076-436-1821
FAX 076-436-1822

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育のご案内

労働安全衛生法施行令の一部が改正され、「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務は除く)」については特別教育が必要になりました。この改正は平成 31 年 2 月 1 日より施行されます。

これに先駆け当組合では、随時特別教育を開催いたします。つきましては第 1 回を 1 月 13 日に開催しますので、お知り合いに受講希望者がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介くださいます様よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 ① 平成 31 年 1 月 13 日 (日)
<科目免除あり> 受付 AM 9 : 30 ~ 開講 AM 10 : 00 ~
受付 PM 12 : 30 ~ 開講 PM 1 : 00 ~
- ② 平成 31 年 1 月 27 日 (日)
<科目免除なし> 受付 AM 8 : 30 ~ 開講 AM 9 : 00 ~

2. 場 所 富山県鳶土工業協同組合 会議室

3. 受講資格 <科目免除あり>

満 18 才以上であって、平成 31 年 2 月 1 日までに「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務は除く)」に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者。(免除規定の詳細は組合にお問い合わせ下さい)

| | | |
|------|----------|---------------------|
| 組合員 | 2, 800 円 | (テキスト代 800 円、消費税含む) |
| 組合員外 | 3, 800 円 | |

<科目免除なし>

満 18 才以上であって、平成 31 年 2 月 1 日より「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務は除く)」に従事する者。

| | | |
|------|-----------|---------------------|
| 組合員 | 6, 800 円 | (テキスト代 800 円、消費税含む) |
| 組合員外 | 10, 800 円 | |

4. 振 込 先 北陸銀行 清水町支店 普通 2608030
富山県鳶土工業協同組合 (振込手数料はご負担ください)

5. 申込方法 受講希望の方は、受講申請書にボールペンで必要事項を記入・捺印のうえ、受講料及び写真 1 枚(縦 4 cm 横 3 cm、裏面氏名記入のこと)を添えてお申込み下さい。
受講申請書は、当組合のホームページよりダウンロードできますので、ご活用ください。

6. 締 切 日 平成 31 年 1 月 7 日 (月) (定員 25 名に達した時点で締め切ります。)